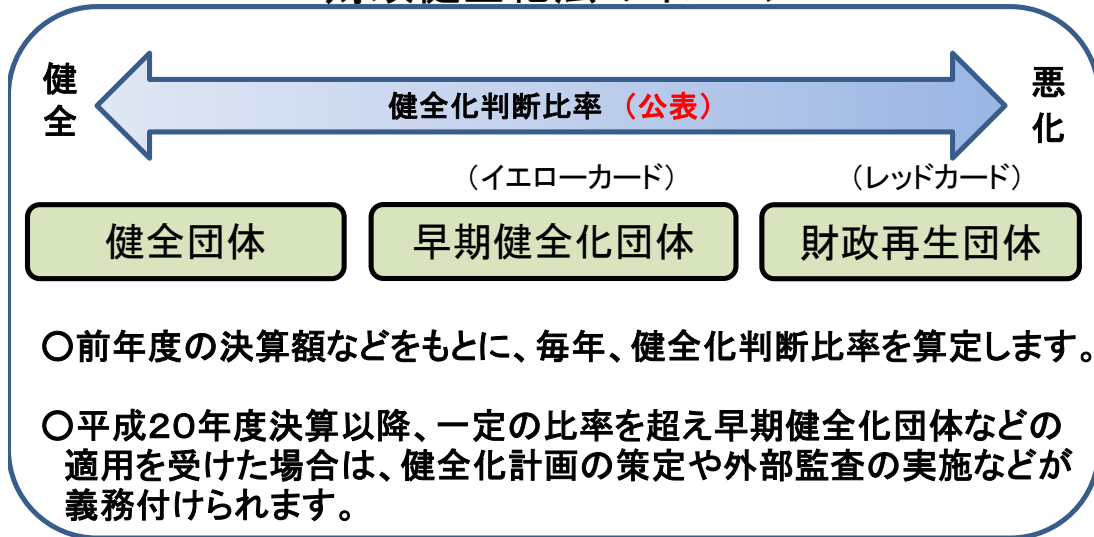


令和6年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率

■財政健全化法による比率の公表

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が、平成21年4月に全面施行されました。この法律では、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率(健全化判断比率)と水道事業などの公営企業の経営状況を判断するための比率(資金不足比率)が定められ、この比率を議会に報告し、市民のみなさんに公表することとされています。

財政健全化法のイメージ



■算定結果

令和6年度決算見込額などをもとに、健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、下表のとおり全ての比率において早期健全化基準を下回りました。

(単位: %)

区 分		守口市の比率		早期健全化基準(上段)
		令和6年度	令和5年度	財政再生基準(下段)
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	11.61
	連結実質赤字比率	—	—	20.00
	実質公債費比率	4.8	5.5	16.61
	将来負担比率	—	2.5	30.00
				25.0
				35.0
				350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

※将来負担比率の財政再生基準はありません。

(単位: %)

区 分		守口市の比率		経営健全化基準
		令和6年度	令和5年度	
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0
	下水道事業	—	—	

※資金不足額が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

○実質赤字比率

実質赤字比率の算定結果は、マイナス4.08%となっており、早期健全化基準の11.61%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定結果は、マイナス31.53%となっており、早期健全化基準の16.61%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

○実質公債費比率

実質公債費比率は、4.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

○将来負担比率

将来負担比率は、-10.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

○資金不足比率

水道事業会計、下水道事業会計ともに、資金不足額が生じなかったため、良好な状態にあると認められる。

用語解説

実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」に生じた赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
連結実質赤字比率	一般会計に特別会計である国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業、地方公営企業会計である水道事業及び下水道事業を加えた地方公共団体の全会計を連結した際に生じた赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計の地方債・一時借入金の公債費(元利償還金)や、一般会計から公営企業に対する繰出金のうち下水道事業債などの公債費に当たるもの(準元利償還金)などを含めた、地方公共団体の借入金(市債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。当該年度を含めた3箇年の平均値。
将 来 負 担 比 率	地方公共団体の借入金(市債)、退職手当負担見込額など、現在から将来にわたって抱えることとなる負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
資 金 不 足 比 率	各公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の割合で表したものの。

※標準財政規模: その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税、地方譲与税、地方交付税等の一般財源の規模を示す指標。本市の令和6年度標準財政規模は約348億円